

介護用品支給事業について

対象者

介護保険で要介護4又は5と判定された**村民税非課税世帯**の高齢者を在宅で介護している、**村民税非課税世帯**の家族。

【注意】要介護者が社会福祉施設、病院、診療所等に入院、入所している場合は支給対象外です。

支給額

一人あたりの上限額は年額100,000円とする。ただし、**月額の上限額を20,000円**とする。

【注意】要介護認定の更新等で、要介護度が上記①以外に変更した場合は手当の対象となりませんので、あらかじめご了承ください。

支給対象物品

要介護者が使用する介護用品の購入に係る費用を助成します。

対象となる介護用品は

**紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、
ドライシャンプー 等**

の消耗品です。

申請手続きについて

芸西村役場 健康福祉課に申請書を提出して下さい。

※申請は毎年度必要です。（毎年3月中に申請をお願いします。）

なお、申請書は役場にあります。

※持参していただくもの

①認めの印鑑

②介護保険被保険者証

※支給の開始は「①対象者」に該当する期間内で、申請書提出日以降となります。

更新申請手続きについて

毎年6月に新年度の世帯課税状況を確認するため、申請書の提出が必要です。（5月中に申請書をご提出下さい。）

～お問い合わせ先～

芸西村役場 健康福祉課 (☎33-2112)